

第 1 回

厚生科学審議会生活環境水道部会

水質管理専門委員会

議 事 録

厚生労働省健康局水道課

第1回厚生科学審議会生活環境水道部会 水質管理専門委員会議事次第

日 時 平成14年8月1日(木) 15:00~16:45

場 所 三田共用会議所第三特別会議室

出席委員(敬称略)

安藤正典、宇都宮暁子、遠藤卓郎、大谷倫子、大村達夫、国包章一、
中村栄子、西村哲治、平田強、古米弘明、眞柄泰基

1. 開 会

2. 議 事

(1) 生活環境水道部会水質管理専門委員会について

(2) 諮問について

(3) 審議の進め方について

(4) その他

3. 閉 会

松田室長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから生活環境水道部会水質管理専門委員会を開催いたします。

委員の皆様には、御多忙にもかかわらずお集まりいただきまして、ありがとうございます。

伊藤委員と江馬委員は、所用により本日は御欠席ということで、大村委員と国包委員は少々遅れてお見えになるという連絡を受けてございます。

本日は、午前中に生活環境水道部会が開催されまして、この水質管理専門委員会の設置が決定されております。また、厚生科学審議会生活環境水道部会の運営細則というものがございまして、この第3条に基づきまして委員長には眞柄委員が選任されております。

これ以降の議事は、眞柄委員長にお願いしたいと存じます。眞柄先生、よろしく願いいたします。

眞柄委員長 ただいま御紹介いただきました眞柄でございます。午前中に開催されました生活環境水道部会で、この専門委員会の委員長を務めるようにということが決まりましたので、委員長をさせていただきます。後ほど水道課の方からごあいさつやこの委員会の目的等詳しく御紹介があるかと思いますが、御存じのように、水道法で定める水質基準が平成4年に大改正をして以来10年経ちました。この10年の間に、環境リスクあるいは水道水の水質管理に関する科学技術が大変目覚しく進歩いたしました。また、水道法の改正に伴いまして、水道事業の在り方も従来に比べれば水道事業者の自己責任の下で性能を発揮させるようにという方向性も打ち出されてきております。

それから、現在WHOで飲料水の水質ガイドライン、これも10年ぶりに大幅に見直すという作業が進められております。そのようなことなどを踏まえて、水道法に定める水質基準を今後どうするかということについて、皆さん方の御協力をいただきながら、それなりのレポートをつくるというのが私どもの仕事でございますので、是非、先生方のお持ちの御経験や知識を御提供いただいて、しかるべき成果を出したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入りますが、まず、最初に、開会に当たり、谷津水道課長よりごあいさつをお願いしたいと思います。

谷津水道課長 厚生労働省健康局水道課長の谷津でございます。第1回の水質管理専門委員会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

初めに、委員の皆様方におかれましては、大変お暑い中、また、御多忙の中、この専門委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございました。また、水道行政の推進に

つきましても、日ごろから御指導、御協力を賜り改めて御礼を申し上げます。

さて、後ほど御説明をさせていただきますが、去る7月24日付をもちまして、厚生科学審議会の会長に対しまして水道法に基づく水質基準などの見直しにつきまして諮問をさせていただきます。この諮問でございますが、本日午前中に生活環境水道部会が開催されたわけでございますが、そちらの部会に諮問事項が付議をされてございます。本日午前中の部会におきましては、この諮問に関します審議内容が科学技術に係る専門的事項にわたるということでございまして、部会の下に本専門委員会を設けさせていただくということが決定されたわけでございます。これを受けまして、早速、第1回の専門委員会ということになった次第でございます。

この諮問の背景でございますが、先ほど眞柄委員長のお話の中にもございましたが、平成4年の水質基準の全面的な見直しから10年を経過し、その間、さまざまな水質に関する問題が出てまいったということが1点。

2点目といたしましては、WHOが現在、飲料水の水質ガイドラインの見直し作業をしております、10年ぶりの大改正ということでございます。来年2月ぐらいに、その成案がまとまるのではないかとこのふうに見込まれるわけでございます。

第3点目の背景といたしましては、規制改革の流れがございまして、水質の測定体制などにつきましても、より合理的、効率的な方式が求められておるといような背景がございまして。こうしたことから、水道法に基づく水質基準の見直しなどにつきまして、今回御審議を賜り、政府としても一層の充実を図るとい方針で臨んでいるわけでございます。

御案内のように、水道の普及率は96%を現在超えておりました、国民皆水道といような状況に至ったわけでございますけれども、一方で、より安全な水、おいしい水に対する国民の皆様方の関心といのは極めて高くなっているわけでございます。これらの声にこたえて水質管理の充実を図るといことが大きな政策課題になっているわけでありまして。

委員の皆様方におかれましては、このような趣旨、このような状況を御理解賜りまして、十分な御審議をいただきますようお願い申し上げます。

スケジュールでございますが、私どもといたしましては、できますれば来年の夏ごろを目途に御答申をちょうだいいたしたいといふうにご考慮しております。それに向けて、本専門委員会の検討結果の取りまとめにつきまして、これからいろいろ御指導、御審議をいただければといふうにご考慮しております。スケジュール的にかなりタイトな中での御審議といことで、今後たびたび貴重なお時間をちょうだいするといことになるかと存じますが、よろしく御協力、御指導のほどお願い申し上げます。

はなはだ簡単ではございますが、開会のあいさつに代えさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

眞柄委員長 ありがとうございます。

それでは、初めての会議でございますので、本日御出席の委員を事務局より御紹介いたしたいと思ひます。お願ひいたします。

松田室長補佐 それでは、本日出席の委員の御紹介をさせていただきます。

安藤正典委員でございます。

宇都宮暁子委員でございます。

遠藤卓郎委員でございます。

大谷倫子委員でございます。

大村達夫委員でございます。

国包章一委員でございます。

中村栄子委員でございます。

西村哲治委員でございます。

平田強委員でございます。

古米弘明委員でございます。

本日は、御欠席の委員でございますが、江馬眞委員と伊藤禎彦委員にもお願ひしてございますので、改めて御紹介申し上げます。

眞柄委員長 どうもありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、配付資料の確認をさせていただきます。事務局からお願ひします。

松田室長補佐 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

資料1、水質管理専門委員会の名簿でございます。

資料2「厚生科学審議会の構成について」でございます。

資料3「厚生科学審議会生活環境水道部会運営細則」でございます。

資料4「厚生科学審議会生活環境水道部会水質管理専門委員会の設置について」でございます。資料3と資料4は、部会で決定されたものでございます。

資料5「諮問書」でございます。

それと、申し遅れましたが、別途1枚紙でお配りしておるものがございまして、「付議」というふうにかかれておると思ひます。寺田審議会議長から部会長あての付議でございます。これも資料5の最後に添付していただければと思ひます。

資料6「審議の進め方について(案)」でございます。

資料については以上でございます、次に、参考資料について御紹介させていただきます。

参考資料1「水道の現状と課題」でございます。

参考資料2「水道水質に関する基準について」でございます。

参考資料3「水道法における水質関連条項について」でございます。

参考資料4「水道水質等の状況について」でございます。

参考資料5「国際機関・諸外国の水質基準等について」でございます。

続きまして、参考資料6「水質基準に関する省令の一部改正について」でございます。

参考資料7「水道におけるクリプトスポリジウム暫定対策指針改正の概要」でございます。

参考資料8は、課長あいさつにもございましたが、規制改革・公益法人改革に関する資料でございます。

参考資料9「統計等資料」でございます。

最後の参考資料10でございますが、「生活環境審議会水道部会水質専門委員会・水質管理専門委員会報告(抜粋)」となっております。

資料については、以上でございます。

眞柄委員長 ありがとうございます。足りないものがございましたら、事務局までお申し出いただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、早速議事に入りたいと思います。最初に、議題1の生活環境水道部会水質管理専門委員会について、でございますが、資料2から資料4まで、この専門委員会に関連する事項が準備されておりますので、これらをまとめて説明をしていただきたいと思います。お願いします。

岸部水道水質管理官 水質を担当しております岸部でございます。よろしく願いいたします。

もう既に、眞柄委員長、それから、谷津課長から言及がありましたが、この専門委員会の設置に至る経緯を資料2から資料4を使いまして、整理して御説明を申し上げたいと思います。

従来、水道関係の審議につきましては、生活環境審議会という審議会がございまして、そこで御議論をいただいていたわけでございますけれども、御承知のとおり、先年の省庁再編に伴いまして審議会も再編をされ、水道関係の事項につきましては資料2の頭にござ

いますけれども、厚生科学審議会で審議することとされたわけでございます。

審議会の下に大きく分科会が2つ、感染症の分科会と生活衛生の分科会とございます。ここまでは法律、政令で規定されているものでございますけれども、審議会の決定の中で部会を置くことができるということで、下から2段目、生活環境水道部会という部会が置かれてございます。

この水道部会の審議事項と申しますのは、建築物の衛生云々とありまして、もう一つ、水道に関する重要事項というようなことで、今回の諮問に関してはこの水道に関する重要事項ということで本部会でご審議いただくことになったわけでございます。

今ざっと申し上げたましたところの根拠規定として、次のページから逆とじになっていますが、厚生労働省設置法、それから、厚生科学審議会令、厚生科学審議会の運営規程がございまして。

全体の詳細な説明は省略しますが、見ていただきたいのは、逆とじのページ番号5と打ってございまして、厚生科学審議会運営規程というものがございまして。その第五条、審議会の会議は公開とするというようなことでございまして、それに倣った形で後ほど御説明申し上げますけれども、この専門委員会につきましても公開で開催をさせていただいております。

更に、議事録についても第六条第2項にございまして、公開とするということとございまして、本委員会につきましてもこれに倣った形で、議事録についても整理の上、公開をさせていただきたいというふうに考えております。

それを部会で決定いただきましたのが資料3でございまして、厚生科学審議会生活環境水道部会運営細則、先ほどの生活環境部会におきまして決定をされたということでございます。

この中で、委員会の構成でございまして、委員会は厚生科学審議会の委員、臨時委員、または専門委員の中から部会長が指名する者により構成するということとございまして、そのために本日御参集いただいた先生方のところには、委員、臨時委員、または専門委員の辞令を資料と一緒に置かせていただいております。それと併せて、この専門委員会の委員とするという指名書を置かせていただいております。

また、委員会に委員長を置くということで、委員長につきましても部会長が指名をするということとされております。

それから、先ほども御説明差し上げましたけれども、第五条のところ、会議の公開ということで、この委員会は個人情報保護の問題があるとか、そういった特段の理由がな

い限り公開をするということで公開でやらせていただきます。

同じく第六条におきまして、議事録につきましても個人情報の保護といった特段の問題がない限り、公開をさせていただくというようなことでございます。

次に、資料4でございますが、こういった審議会令、運営規程、それから、運営細則に基づきまして、生活環境水道部会に水質管理専門委員会を置くということ为先般の生活環境水道部会で決定いただいたものでございます。資料4の1の「設置」でございますけれども、厚生科学審議会の運営規程、それから、生活環境水道部会の運営細則に基づきまして、生活環境水道部会の下に水質管理専門委員会、本委員会を置くということでございます。

委員会の構成につきましては、先ほど御説明いたしました、厚生科学審議会の委員、臨時委員、または専門委員の中から、水道水質管理に関し学識経験を有する者として部会長が指名する者により構成するというので、先生方にお集まりいただいたということになります。

それから、本委員会の検討事項でございますけれども、水質管理専門委員会は、水道水質管理に係る専門的事項につき調査審議を行うものとするとしております。

更に、当面の検討事項と検討スケジュールということで決定されております。本委員会におきましては、当面、先ほど言及がありました7月24日付の諮問について調査検討を行うということでございます。検討の結果については、パブリック・コメント手続を経て、来年度の早い時期を目途に取りまとめ、部会に報告するというのを求められております。

その他の運営に必要な事項につきましては、部会長または委員長が定めるということで決定されてございます。同時に、私どもとして専門委員会の委員としてこういった先生方を考えているというようなことを部会に御説明申し上げ、了承されたところでございます。

説明は以上でございます。

眞柄委員長 ただいまの説明について御質問がございましたら、どうぞ出していただければと思います。

それでは、特にないようですので、具体的な議題に入りたいと思います。まず、諮問についてであります。では、資料もございまして、資料に基づいて御説明をお願いします。

岸部水道水質管理官 それでは、資料5に基づきまして、諮問につきまして御説明申し上げます。

まず、諮問書を読み上げさせていただきます。

(資料5「諮問書」朗読)

岸部水道水質管理官 以上が諮問書でございますけれども、会長に諮問いたしましたところ、先ほど事務局から御説明申し上げましたとおり、生活環境水道部会に付議するという事で、水道部会で議論をするというようなことになったわけでございます。

諮問の中身について、もう少し御説明をさせていただきます。資料5の3ページのところに「諮問説明資料」というふうに書いてございます。趣旨・背景につきましては、たびたび委員長なり課長なりからお話がありましたので省略いたしまして、具体的に何を御審議、御意見をいただきたいかという点から御説明をさせていただきたいと思っております。

4ページの2で「今回見直しを行おうとする事項」というふうに書いてございますが、私どもとして御審議いただきたいと考えている点は3点ございます。

1点目は、たびたび申し上げますとおり10年ぶりに水道法の4条に基づく水質基準につきまして全面的に見直しをしていただきたい、というのが1点目でございます。

2点目は、規制改革3か年推進計画、本年3月に閣議決定した計画でございますけれども、その中で、水道水質の検査について、もう少し合理的なあるいは効率的なありようがあるのではないかというふうな指摘を受けました。従来、私どもそれを水質検査計画の制度化ということで対応しようというように検討してまいりましたので、ここに書いてございますように、水質検査計画の制度化等について御審議いただきたいというふうでございます。

それから、3点目は、公益法人関係でございます。御承知のとおり水道法20条におきまして水質検査を行う機関は、水道事業者、地方公共団体の機関または厚生労働大臣の指定する機関、いわゆる20条機関と言われている機関で行うこととされております。また、簡易専用水道の管理状況の検査につきましては、地方公共団体の機関または厚生労働大臣の指定する機関、いわゆる34条機関と言われている機関で行うこととされておりますけれども、こういった2つの制度につきまして、指定制度というのは行政の裁量の余地が大きいことから、いわゆる20条機関、34条機関についても、現在の指定制度から登録制度に変更するというのが、ここに書いてございますような、公益法人に対する行政関与の在り方の改革実施計画、本年3月の閣議決定におきまして指摘されまして、それを受けまして、現在の指定制度から登録制度に移行するに当たって、どのような点に注意したらよいか、あるいはどのような登録制度にすべきかといった点を御審議いただきたいというふうに考えてございます。

以上、3点が私どもとして本審議会におきまして御議論いただき、御答申をいただきたい点でございます。

それから、審議の進め方につきましては、諮問に係る審議内容が専門的かつ多岐にわたるということで専門委員会を設置させていただきたいということで、御了承いただきました。その上で、この委員会で具体的に検討を進めていただき、検討結果につきましては、パブリック・コメント手続を経て、専門委員会報告として取りまとめの上、部会に報告いただくということでございます。部会では、専門委員会報告をもとにご審議いただき、最終的に答申をいただく、というような形にさせていただきたいということでございます。

最後に、「参考」のところスケジュール、目安ということで、事務方としてはこういうスケジュールでお願いしたいということでございます。平成 14 年 8 月、本日でございませうけれども、生活環境水道部会を開催させていただきました。そして、その部会で設置が決定されました本委員会におきまして、本日、具体的な審議をお願いしているということでございます。

それから、本年 11 月 WHO 飲料水水質ガイドライン改訂案、今回 3 訂版になりますけれども、この案が公表される予定でございます。

本委員会の審議経過については、途中経過を部会に報告する必要があるということで、本年 12 月に中間報告という形で委員会の審議状況を報告させていただきたいと考えております。

それから、年が明けて 2 月になりますと WHO の飲料水水質ガイドラインが改訂される予定でございます。

こういった WHO の新ガイドラインも見つつ、できれば来年の 3 月か 4 月辺りに専門委員会報告案という形を取りまとめていただければ、というふうに思っております。その上で、パブリック・コメント手続、大体これは約 1 か月を要しますので、パブリック・コメント手続を経た上で、可能であれば来年の 5 月か 6 月ぐらいに本委員会の報告を取りまとめていただければ、というふうに考えております。

専門委員会の報告が取りまとめられた後は、それを生活環境水道部会に御報告し、その上で部会でご審議いただき、答申をいただきたいというように希望しているところでございます。

説明は以上でございます。

眞柄委員長 ただいま事務局から会長に諮問をされ、そして、付議された事項等について御説明がりましたが、何か御質問はございませうか。この専門委員会で具体的にすることは、次の「審議の進め方について」というところで詳しく説明をしてもらいますが、よろしゅうございませうか。

それでは、次の議題に入ってください。これが本日の主題でございますので、ここと
ころでいろいろと御意見あるいは御質問等をいただきたいと思いますので、よろしく願
いします。それでは、まず、事務局から説明をしてください。

岸部水道水質管理官 それでは、資料6「審議の進め方について(案)」につきまして御
説明させていただきます。

実際にここで御審議いただきたいというふうに考えて準備いたしましたのは、ここでの
審議の進め方をどうしたらよいか、それから、審議日程をどういうふうな形で進めたらよ
いかということでございます。

その前に、これを考える上でどういった検討課題があるだろうかということで、試案と
して取りまとめたものを2ページ以降に添付しております。なお、この具体的な内容ある
いは項目につきましては、今後、本委員会で御審議いただくもので、審議方法というもの
を議論するために、仮にまとめたものでございます。

として「基本的な考え方」、総論部分でございます。

総論で何を議論していただくかということ、まず、水質基準の在り方・性格ということに
なるうか、と思います。

それから、2番目といたしまして、地域性・効率性を踏まえた柔軟な基準というような
ことで、例えば、すべての項目をすべての水道事業体で検査をする必要があるのだろうか
というようなところも御議論いただく必要があるのだろうかというふうに考えたものでござ
います。その意味で、必須基準項目というのは水道事業であれば日本全国どこでも検査し
なければいけない項目であり、選択基準項目というのは原水の種類、原水の質、浄水方法、
これによって検査を省略することができる項目ということございまして、そういったも
のについて、どういったものがあるかというのを議論していただく必要があるのではない
か、と考えたものでございます。そして、どういったものが必須基準項目であって、どう
いったものが選択基準項目であるかというのを決定する手段として、水質検査計画という
ものが位置づけられるのではないかとございまして。

それから、3番目といたしまして、逐次改正方式。WHOの方では Rolling revision と
いうふうに言っているんですが、WHOのガイドラインもそうですし、私どもの基準もそ
うですが、大体10年とかある程度一定期間を置いた上で見直しというようなシステムを
今まで取ってきたわけですけれども、今回、WHOは、そういった形は今後取らない、逐
次新しい情報あるいは知見が得られた段階で逐次ローリング的に改正をしていくというよ
うなことを言っております。WHO一辺倒ということではありませんが、これは非常に理

屈にかなったことなのかなということで、私どもの水質基準につきましても、そういったことを検討していくことはあり得るだろうなということで、(1)の逐次改正方式の導入というようなことで議論いただく必要があると考えたものでございます。ただ、そのとき大事なものは、私ども行政が改正しようというアクションを取るきっかけをどういうふうにかえたらいいのだろうか、あるいはどういう場合に水質基準の項目を追加したり、削除したらよいか、そういった要件については、この委員会で具体的に御議論いただかないといけないのではないかというふうに考えております。

それから、水道事業体に水質検査の義務が課せられておりますけれども、別に水道事業体ということではなくて、水道行政を担当している国あるいは地方の部局が、水道水の状況をモニタリングするシステムというものも必要なのかなと、そういったことについても議論していただく必要があるのではないかなというふうなことでございます。

それから、4番目といたしまして「水質基準の設定に当たっての考え方」。まず、微生物に係る基準ということで、いわゆる HACCP の考え方を取り入れた管理というのが今後必要になってくるのかなというふうなことでございます。そういったことになると、でございますように水質基準の性格というのも少し考え方が変わってくるのではないだろうかというふうなことでございます。

それから、化学物質に係る基準というふうなことで、毒性評価をどうするか、それから、暴露分析をどうするか、それから、処理技術あるいは検査技術のレベルをどういうふうな基準に反映させるか。その上で、どういう基準を設定するかという総論的な考え方を整理しておく必要があるというふうなことでございます。勿論この辺りにつきましても、生活環境審議会の時代にもいろいろ御議論をいただいておりますけれども、そういったものをもう一度今回レビューをした上で、よいものは採り、改めるべきものは改めて再度整理をしていただく必要があるというふうなことでございます。

それから、英語の Acceptability に当たります性状に係る基準についても、どういうふうにかえていくべきかということでございます。

それから、水質検査の問題がございまして、まず、水質検査方法をどうするのかというふうなことでございます。次に、水質検査の品質保証、いわゆる QA/QC と呼ばれているものでございます。先ほど御説明申し上げましたけれども、従来指定制度から登録制度というふうなことがありますので、こういった品質保証の考え方についても再度整理をする必要があるというふうなことでございます。

それから、水質検査のためのサンプリング、評価の基準。一応これまでも水質検査のた

めにどういう頻度でサンプリングし、どういうふうに評価するというのは、通知レベルではお示ししていますが、この際、水質基準のための検査というのはどうあるべきかというのを再度整理していただく必要があろうかなと思っております。その上で、水質検査計画の制度をどういうふうに考えるかというようなことを整理していただく必要があろうかと思えます。

こういった総論を踏まえまして、「水質基準」以下は各論の部分でございまして、微生物に係る基準、化学物質に係る基準、性状に係る基準、水質検査法といった各論を順次御検討いただくのかなと思っております。

「水質検査及び評価」でございますけれども、まず、1の水質検査における品質保証の在り方でございますが、具体的にしっかりした品質保証制度をつくるべきであろうというふうなことを総論で御議論いただいた上で、具体的にどのような制度にすべきかというようなことで、内部精度管理の在り方、外部精度管理の在り方、その上で20条機関における精度管理の在り方、水道事業体における精度管理の在り方といったものを御議論いただくのかなと思っております。

次に、水質検査のためのサンプリング・評価として、サンプリング指針あるいは評価指針というようなものをおまとめいただければ、というふうに考えております。

次に、水質検査計画はどのようなものであるべきか。イメージといたしましては、各水道事業体が作成するというのをイメージしていますけれども、どういう検査項目は必ず測定する、どういう検査項目は省略する、その上でどういうふうな形で水質検査を行うか、といった水質検査計画の各論を検討していただくのかなと思っております。

それから、「情報公開」の問題についても触れる必要があろうというようなことでございます。

で、水質管理手引書、アメリカですと「Health Advisory」と言われていますが、基準にはならない項目についてもアドバイザーがつくられておりますが、そういったものの日本語版というものも必要なのではないかなというようなことで、1つ項目を作っております。

それから、「34条機関の登録基準」。先ほど御説明しましたとおり、貯水槽水道の管理の在り方から始まりまして34条機関の在り方、それから、登録基準の在り方について御議論をいただく必要があろうというようなことでございます。

最後に「今後の課題」というようなものをここでお示しいただくのかなというようなことでございます。

今、御説明しましたところは、繰り返しになりますけれども、仮に事務局がこういった検討項目があるのかなというふうに整理したものでございまして、今後の本委員会で議論をいただく部分でございます。そういったことを頭に置いた上で、審議の進め方についてどういうふうなことが考え得るかというふうに整理させていただきましたのが、1ページに戻りまして審議の進め方の案でございます。

検討事項が多岐にわたるといようなことで、具体的な検討に際しては、基本的に以下のようなところで作業を進めていただいたらどうかということでございまして、主要検討課題ごとに委員の中から主査を指名していただく。例えば、微生物に係る基準につきましては遠藤委員、化学物質に係る基準につきましては江馬委員、サンプリング・評価につきましては国包委員、水質検査法及び検査の品質保証につきましては安藤委員、34条機関につきましては眞柄委員長、こういった形をお願いをして、その上で主査は、私どもも当然作業をさせていただきますけれども、厚生科学研究などの場を活用して担当検討課題ごとに検討課題はどういったものがあるか、検討結果の取りまとめ、あるいはこの水質管理専門委員会の報告原案の作成などをしていただく。本委員会におきましては、そういった主査からの、あるいは私どもからの報告を基に審議を行って、その上で専門委員会報告として取りまとめていただくというように1つ審議の進め方として考えられるというふうに思います。

それから、2番目が審議日程でございますけれども、先ほどから申し上げておりますように、平成15年6月を目途に報告を取りまとめていただければというふうに考えております。それから逆算して、あるいは審議量から考えると、おおむね今後一月に1回程度の頻度で会議を開催させていただけないかということでございます。目安は、先ほど御説明したような形のスケジュールで審議を進めていただければありがたいというようにございまして。そういった形で審議を進めていただいたらどうかということで、つくらせていただきました。

事務局からの説明は以上でございます。

眞柄委員長 ありがとうございます。こんなに仕事があるのだったら、委員を引き受けなければよかったというのが皆さん方の率直な感想かもしれませんが、お互い前向きに議論をさせていただきたいと思います。

それでは、2ページの主要な検討課題で一応御説明をいただきましたが、委員の方からもう少し詳しいところをというような御質問なり、あるいはもう理解しているけれどもこれはこういうことかというところまで御意見をお出しいただきたいと思います。

最初に、「基本的考え方」のところがいわば入り口だと思いますので、まず、その部分から御質問なり御意見を承っていきたいと思います、どうぞ。わかったよ、というなら話は簡単ですが、なかなか難しいと思いますので、1ページ目のところに主査に指名するというので、主査にお願いしたいと思いますが、まず、その主査の先生から確認的な意味で御質問なり御意見をいただくということで進めていきたいと思います。

まず、遠藤委員から口火を切ってください。

遠藤委員 私が口火を切るべき立場かどうかは別といたしまして、御指名をいただきました。まだ案が確実に決まっているわけではございませんが、御承知のように、クリプト問題を境にいたしまして、生物学的な安全性、微生物学的安全性についての対応を取らなければいけないというのが、我々の差し迫った問題だろうと認識しております。そういう意味からいたしまして、ここの案にもございますように、管理の体制については新しい方法を導入せざるを得ないのではないかと考えております。WHO 等でも言われておりますように、食品の方で既に取り入れられております HACCP の概念を水道水質の安全性を確保するために導入するという考えには妥当性のあることだろうと思います。また、この方法以外になかなか対応し切れないのではないかとということで、是非ともこの HACCP の概念というものを認識し、水道の方へ導入をしていく方向で検討したいと考えております。

HACCP の導入を前提と致しますと、当然ながら、これまで用いてきました大腸菌であるとか、一般細菌であるといった測定値の持つ価値もおのずから変わってくるだろうと考えられます。従いまして、これらについても再評価をしていく必要があるのではないかと考えております。本会議にお示しいたきました事務局案に従いまして、私どもも精いっぱい検討してみたいと考えております。

以上でございます。

眞柄委員長 ありがとうございます。

平田先生、何か微生物関係の方で御質問や御意見があったら、どうぞ出してください。

平田委員 今日は黙っていればいいのだと思って出席したんですが、前に眞柄先生の方からお話がありましたときに、遠藤先生の方からお話があったクリプト問題をどう扱うかということに関して、水道水の許容リスクというものをどう考えるのかということが非常に大きな根本問題だと思うんです。化学物質については、一応既に 10^{-5} / 生涯ということで、一応のコンセンサスが得られていて、実質それが運用されてきているというふうに理解をしているんですが、微生物については USEPA が 10^{-4} / 年という数値を出して以来、一応それが1つの基準だというふうに動いているように感じておりますが、それをそ

のまま仮に使うとしても、実は年のリスクの積算値が 10^{-4} / 年という解釈でいくのか、それともデイリーの、1回の摂水行動に伴って生じるリスクを 10^{-4} / 年に相当する1回分とでもいいましょうか、そういうレベルでいくのか、いろいろな研究者がいろいろなリスクモデルを出して解析しておりますが、そこは両方あって、どっちを使うか、それによって多分計算上100倍ぐらい数値が違う。この問題をどうするのかというのが、微生物でここに加えていただいた者としては、方策をどうしようかというのを悩んでいるというのが正直なところで、その辺り、もう少し情報を集めなければいけないと思いますが、その辺りでもできれば基本的な方針とでもいいましょうか、考え方をお示しいただけると物事が進めやすいかなというふうには思っております。

眞柄委員長 事務局から答えてもらうよりも、今日はお互いに考えているところを話し合おうということにしたいと思います。多分、今、平田先生がおっしゃったことは、水質基準の在り方とか性格のところでも議論すべきことだろうと思いますので、そういう意味では事務局が示すというよりも、我々が、両方あってこっちの方が日本の水道の状況や国民の意思を尊ぶるとこちらの方になるよというようなものを書き込まなければならない性格にあるかと思いますが、大村先生、微生物関係について何か御意見がありましたら出してください。

大村委員 今、遠藤先生とか平田先生の方から HACCP の話とか、リスクを含めた形の水質基準をということでお話がありましたが、私もそういう方向でいけば将来、例えば、水質基準をセッティングするときにパブリック・アクセプタンスといいますか、皆さんに受け入れられるような水質基準ができるのではないかという気がしてしまっていて、私は大賛成なんです。

ただ、それをやりますと、いろいろな微生物がいますので、それぞれの微生物についてリスクを評価して、それに対応するような水質基準をつくるというのは非常に難しいものがあるのではないかと思います。そういうようなところは、やはり今までどおりの例えば大腸菌の役割、一般細菌の役割というのがあると思います。10年前に大改正がありましたけれども、それ以前も病原微生物に関して、国民的に問題なったということはそんなにあったとは思いません。また、クリプトみたいな形で突然に現れたリスクについては、どうして原因が起こったんだということをきちんと明確にしていけばいいと思います。しかし、将来、今、先生方が言われたように、どんな病原微生物が突然現れるかわからない。そういう時代になりましたので、環境リスクというものはこのくらいありますよということを少し考えながら、水質基準に反映していくということが将来の我々の快適な水道水の利用

に結びついていくのではないかと思います。

以上です。

眞柄委員長 ありがとうございます。

それでは、続いて化学物質に係る基準の関係、江馬先生に主査をお願いすることにしてありますが、今日は御欠席でございますので、化学物質に関する基準とその次のサンプリング・評価の主査をしていただく国包先生から、併せて化学物質とサンプリング・評価について何か御意見なりコメントがあれば出してください。

国包委員 今、委員長から特定の課題についてというお話がありましたが、今日は初回ということでもありますし、必ずしも枠にとらわれない話をさせていただきたいと思いません。

1つは、この専門委員会の所掌範囲と言うのはちょっとおかしいかもしれませんが、どういった範囲の議論をするかということに関連してなんですけれども、この資料6の2ページ目のタイトルは「水道水質に関する基準の見直し等に係る検討課題」というふうになっていますね。この「等」が実は気になっておりまして、いろいろ基準を中心に議論をしていく過程で、先ほど来の HACCP の話もありますけれども、場合によっては、狭い意味での水質基準の議論だけでは済まない部分が結構出てくると思うんです。こういった機会ですので、基準に限った議論をお願いしたいということには決してならないというふうに私は思っているんですが、恐らく基準そのものよりも、場合によってはそれ以外のもう少し広い意味での水質に係るいろいろな制度全体の在り方が非常に大事になると思いますので、そういった部分の議論も是非大いにさせていただければと思っております。それは、今の委員長から御指名があった私の分担の部分にも勿論かわる話だろうと思っております。それが第1点でございます。

それから、ちょっと細かいことは省かせていただきますが、私の分担に関係がある部分で、先ほど御紹介いただきました資料5の最後の4ページのところで「今回見直しを行おうとする事項」ということで3課題が書いてございます。この中の2番目の「規制改革3カ年推進計画に対応するための水質検査計画の制度化等について」この辺りが私の主として担当させていただく部分と大いにかかわりがあることではないかと思っているんですが、できましたら後ほど若干立ち入ってこの辺のところを御説明いただければありがたいなというふうに思いました。

それから、もう一点は、これでおしまいにいたしますが、少なくとも10年前の水質基準の改正のときには結果は勿論公表されておりますけれども、その詳細な根拠については

公表されなかったという経緯がございますね。今回は先ほど来いろいろお話がありまして、少なくとも審議の過程ですとか資料等もでしょうか、公開ということがありましたが、最終的にこういった考えに基づいてあるいはこういった検討をした結果、基準なりをこういうふうに定めます、改正しますというふうなことが、これは恐らく当然だろうと思いますが、そういった根拠が今回に関しましては全部きちんと整理をされた形で公表されるというふうに私は期待しておりますし、恐らくそういうふうにされるのだろうと思うんですけども、せっかくの機会ですので、その辺りのことを御確認いただければありがたいと思います。

以上です。

眞柄委員長 ありがとうございます。

それでは、今、国包先生から3つの点について御意見なり御要望を出していただきましたので、事務局の方から御回答をお願いします。

岸部水道水質管理官 お答えというか、御説明をさせていただきたいと思います。

1点目は、水道水質に関する基準の見直し等に係る「等」というのは何かというような御質問かと思いますが、これは役所の書き方でございます。先ほど資料5の方で御説明いたしましたように、3点ほど御審議いただきたいというようなことがあると申し上げたと思うんですが、その1番目がメーンのところで水質基準の在り方、これが「見直し」に該当し、(2)、(3)を含めて「等」と言っている、資料としてはそういうふうな趣旨でこの「等」を書いてあるということでございます。勿論、専門委員会での議論は別として、事務局の意図としてはそういう形でこの「等」を使わせていただきました。

それから、2点目に検査計画の制度化等についてというようなことで御質問がございましたけれども、これにつきましては、先生御承知のとおり、前々から指摘されているものでございまして、水質検査項目は非常に増えるし、検査は負担が大変だというようなことで、その検査の合理化ができないかという指摘がございまして、それをどういうふうに合理化するかということで、さきの審議会でも御議論いただいたんですが、従来、それを水質検査計画の制度化というような形で対応しようということで議論をされてきたということございまして、今回も従来の用語を使ってはおりますが、水質検査の合理化についてどういった形で、安全な水を確保しつつ検査が合理化できるかについて御議論いただこうというようなことが、この(2)でございます。

それから、資料等の公表でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、個人情報の保護とか特段の支障を生じない限り原則公開ということで、本日も資料を含めて公開

というような形にさせていただいております。今後とも原則公開ということで進めさせていただきます。

以上でございます。

眞柄委員長 ということで、その上で国包先生、何か御質問や御意見があったら出してください。

国包委員 特段はございません、わかりました。おいおいまた具体的な議論はさせていただければというふうに思っております。

眞柄委員長 それでは、江馬先生がいらっしゃらないので、化学物質関係のWHOを含めて国際的な動き、それから、我が国の水道水の化学物質に関係する事柄などについて、国包さん、もし御承知のところがあったら御説明をください。あるいは、こういうところが主たる検討課題になりそうだというのをお願いします。

国包委員 それでは、御指名ですので、何かしゃべらないわけにはいかないようですので。私の今の時点での大まかな考えを申し上げますとすれば、恐らく10年前の改正のときと仮に比較するとすればですけれども、今回は前回ほどの大幅な変更にはならないのではないかという感じがしております。ただ、幾つかのものについては、やはりその後新しい情報が出てきて、例えばWHOのガイドラインなども一部見直されつつあるといったこともありますので、そういうことを踏まえて、我が国の水質基準なりを見直していく必要があるのではないかと考えています。

具体的な項目を幾つか挙げなければいけないと思うんですが、これはむしろ眞柄委員長の方がよりの確なお話をしていただけるのではないかと考えているんですけれども、鉛に関しましては既に措置が取られておりますので、それ以外のものということになりますと、消毒副生成物関係ではジクロロ酢酸を中心とした、いわゆるハロ酢酸類、これは先ほど御説明いただいたどこかの資料にもあったと思います。それから、それ以外のMXなどがどのくらい問題になるのか、これは今のところ何とも申し上げられませんが、眞柄先生が前に御指摘になったと思います。

それから、あとはオゾン処理で特に問題になります臭素酸ですとか、非イオンの界面活性剤ですとか、あと、これはどういう議論になるかわかりませんが話題性のあるものとしては、1,4-ジオキサンですとか、こういったものになるのでしょうか、是非、安藤先生あるいは西村先生あるいはほかの方からも補足をいただくとありがたいと思います。

眞柄委員長 ありがとうございました。

今の水質基準を改正するときに、平成4年、10年ぐらい前ですが、あるいはその10

年ぐらい前にWHOがガイドラインを出したり、あるいはEPA、アメリカの環境保護局が安全飲料水法に基づいて最大許容汚染濃度の制度をつくっているわけですが、両方ともないのが界面活性剤でありまして、WHOも界面活性剤については何もコメントしておりませんし、EPAもコメントしていないし、EUも言っていないので我が国だけがあるという状況なんです。そういうほかの国になくて我が国にあるものの代表が界面活性剤だと思うんです。宇都宮さん、この辺は水道としてやはりその基準を維持するかどうかとか、あるいはそんなものはもう国際的に恥ずかしい話だから外した方がいいとか、いろいろ御意見があるかと思うんですが、いかがですか。

宇都宮委員 非イオン界面活性剤が今問題になっているというふうに理解しております。なぜ非イオン界面活性剤がこのところ騒がれているのかということは、水道の方の観点から言うと発泡性ということで、これについては、平成10年度の専門委員会の時も御議論があったようですが。もう一つの課題は、内分泌かく乱性です。内分泌かく乱性の毒性評価についてはまだ世界的にもきちんとした評価がされていないという状況ですので、現段階では、発泡性で見るしか今のところはないのかなと考えています。ただ、今回の委員会では内分泌かく乱性のことも念頭に置いて考えていく必要があるというように思っております。

眞柄委員長 ありがとうございます。

それでは、続いて水質検査法と検査の品質・保証ということで安藤先生に主査をお願いしているわけですが、安藤先生何かこちら辺りで御意見がありましたらお願いします。

安藤委員 私も今のところは大した意見はないですが、いずれにしても水質基準の改訂をするということは、先ほどの「今回見直しを行おうとする事項」という2番目、3番目のお話につながることであろうと思います。つまり、精度の問題というものについて踏み込む絶好の機会だろろうと思います。前回までは、確かに精度的なお話の触りぐらいまではいったけれども、もう一つ踏み込んでいないというところがあったと思うんです。そこに踏み込むことが非常に大事ではないかと思っております。

先ほど遠藤先生あるいは平田先生が微生物関係でおっしゃいましたが、管理というお話に踏み込むんだということです。そうすると、微生物だけがHACCPなり何なりのいろいろな情報については、ちゃんと管理しなさいよという話だけでは進まないわけで当然、化学物質のいろいろなデータというものについてちゃんと管理していかなければいけないということになる。ということは、HACCPの問題だとかそういうものは全部に共通する問題で、これは精度に最終的にはつながる問題であらうというふうに思います。

それから、もう一つは、公営という水道事業体から民営というものが入り込んでくるといことからすると、どうしてもそこにクリアな面を求めなければいけないということもあります。あるいは情報を公開するんだということもあるんだと。それから、先ほどのリスクの低減化ということもありましたけれども、いずれにしても、数値や判断の正当性というものを第三者にもわかるようにクリアにしていくということでは、精度を明確にするということになるし、そのためには幾つかの HACCP 的な管理ということを私が一応まとめ役というところでも導入していかないといけないのではないかと、そんなふうに考えています。

眞柄委員長 ありがとうございます。

中村先生、水道の水質試験方法、水質基準を決めると自動的に試験方法も出すことになっているんですが、昨今 GC / MS、ICP、LC というところまでどんどん機器分析が入ってきているんですが、そろそろ先ほどの精度管理のことも含めると重量や容量分析は大体機器分析に限ってもいいというような気もしないわけではないんですが、どのレベルまでこういう水道分野あるいは環境分野も含めてですが、分析技術の水準をどの辺に設定したらいいかというようなことについて、御意見があったら出していただけますか。

中村委員 私は分析が専門で、今まではほとんど環境水の分析で今回初めて水道水ということに参加させていただいているんですが、今の委員長からの質問に対しては、例えば、すべてを GC / MS とか ICP / MS でやるといった場合に、先ほど水質の測定もいろいろ制度化していくという点で、すべての事業所でそれがちゃんと管理できるかなという点で、やはり基準値と合った測定法をそれぞれ選んでいくというのが、今は大変重要ではないかと私は思っております。それで御答えになっていますでしょうか。

眞柄委員長 はい、ありがとうございます。

大谷さん、今のことについて、水質検査計画と当然連動するわけですが、検査方法というか試験方法を現状程度でとどめるのか、もう少し踏み込んで対応可能なのかどうか、御経験上御意見があったら聞かせていただきたいんですが。

大谷委員 札幌の大谷でございます。今は衛生研究所というところにおりますが、以前は札幌市水道局の水質試験所の方におりました。

今の委員長からの御質問の件なんですけれど、やはり全国的に見れば分析機器の整備という点では、全部一律にどこの水道事業体も立派なというか、かなり金額も高くて精度が得られるような機器を整備できるかということ、そういう状況ではないと思いますので、今、中村先生も言われたように、全部最先端のものというわけにはいかないのではないかと

います。

それと、もう一つ、以前も衛生研究所の方にいたことがあるんですが、3年前に衛生研究所の方に戻って見ましたら、食品関係の方の精度管理はすごく進んでいて、環境サイドではそういうものはないんですけれども、工場関係では先ほど来話題になっています HACCP がありますし、分析する立場でも SOP とか GLP が食品衛生法の関係で全部決まっています。それで微生物で言えば、孵卵器一つとっても温度を連続的に記録して、検査結果が間違いないということを科学的に証明できるということが要求されています。そういう面では環境分析の方は、pH メーターの検定みたいなものはあるんですけれども、日常の機器の定期検査とかも含めた精度管理という点では、食品関係に比べるとちょっと遅れている面があるかなというふうに感じています。その辺りも安藤先生もおっしゃられたように、微生物と併せて環境分析に関する精度の保証についても全国どの事業者でもやれるのをどのレベルにするのかというのは、かなり考えていかなければならないと思います。

最後に、規制改革について少し。今のところ水質検査については、なるべく自前で各事業者が、それが難しい場合には広域でやっています。水質検査を民間に委託するということとなりますと、水道事業者の側から言えば、データの信頼性については精度管理の実施などで保証されると思うんですが、出てきた数値が異常の場合にどう評価してどのような対応を採ったらいいのかを民間の機関では示せるのだろうかという不安があります。自前でやっているのであれば、浄水処理などについてもある程度知識があるので、こういうデータが出た場合は、どこをどうすれば良いというようなことを水質試験所としてもアドバイスできるんですが、民間の検査機関であれば正しいデータは出せるけれど、水道事業者にとって必要なノウハウを備えているかどうかはわからない部分だと思います。もし、規制緩和ということで登録制を採用して、民間の検査機関に検査をどんどん委託するようになるのであれば、やはり水質管理のノウハウを全国的に広めるといって、管理マニュアルみたいなものを作るとかしなければ、かなり難しいのではないかと思います。何か雑ばくな話ばかりで。

眞柄委員長 いいえ、ありがとうございます。

国包先生、今の3番目の基準はそうで、検査して結果が超えたとなったときにどうするかというときの水質管理マニュアルみたいなものをどうするかということについて、何か御意見があるか、そういうものはアドバイザーになるのかどうか分かりませんが、何かお考えがあったら出していただけますか。

国包委員 今、御指摘のようなことは、私の知っている例でも、これは具体的に名前を

挙げても差し支えないと思うんですが、沖縄県で、あそこは割合小規模の事業者が多いものですから、水質の検査をある機関が請け負ってされて、その結果を出すだけではなくて、いろいろそれにプラスアルファでいわゆる助言的なことをされているという例があるのを知っております。

御指摘のようなことというのは、特に小さいところにとっては大事なことになってくると思います。今後もっと、もしかしたら水質検査だけの外注というのは増えるかもしれませんが、そうしますと、中規模あるいは大規模についてもそういった必要は出てくるかもしれないと思いますが、ある意味では新しいビジネスということになるかと思うんですけれども、御指摘のように、何がしか片一方でそういったことについてのフォローのための例えばガイドラインを整備していくですとか、ある意味では維持管理指針的なものになるのかもしれませんが、何かそういったことも片一方では規制緩和と併せて考えていく必要があるのだらうと思います。ちょっと具体的に私はどうすればいいのかというのはわからないんですけれども、お答えになりましたかどうか。

眞柄委員長 国包先生に主査になっていただくところに評価というものがあるので、今、大谷さんが言われたようなことを評価の中で制度化して位置づけられるかどうか、20条の機関が仕事を受けたときに、結果を報告するときに評価も一緒にするというようなことを制度化できるかどうかということも御検討いただければということではないかなと思うので、よろしく願いいたします。

国包委員 お話は今承りましたが、私自身はこの部分の評価というのは、基準に適合している、あるいはしていないという意味での評価ということまでというふうに考えておりました。ですから、今のお話のような意味での評価ということになりますと、評価というよりは、むしろ評価が出た後のフォローの体制なりということになりますから、そこまでは少なくとも今の今まで私は考えておりませんので、それがやれるのかどうか、あるいはそこまでしなくてはいけないのかどうかというのは、もう少しお時間をいただいて考えさせていただければありがたいと思います。

眞柄委員長 来年の夏までありますので。

安藤先生、何かございますか。

安藤委員 評価のお話はちょっと置いておきまして、今の国包先生のお話というのは非常に私も危惧している点です。つまり、水質基準というものができました。それについて、こういう体制でやりましょう、こういうことでちゃんとしたデータを出してくださいよというのは制度としてできると思うんです。問題は、水源もそうですが、その途中でどこ

でも突発的な何か問題があったときに、そこですぐ対応できるようにするにはどうしたらいいのだろうか。これは、例えば民間の検査機関ですぐ対応できない。民間に知識があるならばある程度はできるだろうけれども、そこからできなくなる。そういうふうな非常に緊急の時間的に切迫した問題が出た場合どうするか。そこを何かの仕組みで考えないと、困ることが起きるだろうなという気が非常にしております。つまり、水道というのは単なる水があって、そこで処理すればできるという話ではなくて、あくまで環境の水を処理して、その中で工場のようなところでつくって、それを末端まで配るという水源、処理過程、配給水の3つの過程があり、それらが一連の1つのラインに乗っているわけですから、そこで何か起きたときにどう対応できるんだということの仕組みまで議論しないと、まずいいのではないかという気がしております。

大村委員 今のお話で、水道の場合ですとそういう問題が起こったときには、どちらかというと給水ストップというような形で対応している。その給水ストップを補うために、いろいろなところで上水道のベースの健全なところからうまく水を回したりして、それに対応するというような形でやられてきたのではないかと私は思うんです。平田先生、例えば、下水処理場の中の排水の中にクリプトが出た場合に、これに対応するために凝集剤を入れてそれをなくすというような対応策を取られたことはありますよね。

平田委員 下水サイドから言うと。

大村委員 だから、例えばそういう何か問題が起こったときにそれに対応する、あるスポット的に対応できるような技術というものも必要だと思いますし、そういう周りからの支援も必要だと思いますので、基準を決めた後のフォローアップというところの考え方も根本にきちんと入れていかなければいけないなという気も私はします。

眞柄委員長 ありがとうございます。

では、古米先生、何か御意見なりあったらどうぞお出しください。

古米委員 全体的にお話を聞いて、本委員会では水道水質基準の見直しが中心であることを理解しておりますが、やはり水の質を考える場合、私は原水水質の方が重要だという認識があります。良い水質であれば通常の適当な処理を施せば問題は生じないわけです。この原水水質の問題と浄水の水質とをどこまで結びつけてこの専門委員会で議論するのかという点が非常に気になっております。

水道事業者は、浄水場では原水の水質測定も行いますが、最終的な浄水の水質を確保する役割と責任を持っているわけです。一方で、給水管末端で飲む時点での水質が安全であり、おいしいということが究極の目標であると、最終的な水利用者に対してどんな水質を

確保できるかということをもってして、水道基準のあるべき姿を議論すべきとも考えます。現実的には浄水場の出口での水質として基準を作らざるを得ないですが。水質基準項目や基準値を考える際にも、水道水質をよりよくするためにどの時点での水質に着目するかが重要です。従来から、浄水場での水処理技術に頼りながら、安全な水質を確保していますが、90年代に水源水質をどう保全すればいいかという話が出てまいりました。例えば、汚濁発生源を十分にコントロールできれば、監視項目も大きく変わりえます。原水水質と浄水水質との関連を将来的にどのように見据えていくのかという議論もあっていいだろうと考えます。また、配水管なり給水管末端での水質をどう将来的に押さえて、その水質と浄水場出口での水質をいかに関連付け、位置付けて考えるのかも気になっています。

次に、本日の配布資料にある基本的考え方における「柔軟な基準」という点についてですが、私も地域性や効率性を考えると、すべての浄水場ですべての基準項目を分析することには無駄があるだろうと思っています。水道原水が湖沼なのか河川なのか、あるいは地下水なのかによって水質は当然違う。さらに言えば、水系の分類ではなくて、水源の集水域がどういう状況なのかという意味における原水の類型化をするべきではと思います。類型化された水源の浄水場ごとに、集水域内にどのような汚染源を持っているかを把握した上で、浄水場ごとに分析すべき水質項目の測定頻度のランク付けするなど、地域的な状況を踏まえた水質基準設定がありえるかもしれません。さらに、農薬や藻類由来の物質など特定時期に現れる水質項目もあるわけですから、季節に応じた水質項目の設定を考慮しても良いようなこともありえます。したがって、地域性、効率性、場合によっては時間的な軸も入れた柔軟な基準項目設定という切り口もあり得るという感じがします。

水質監視あるいはサンプリングについては、厚生労働省の水道分野で一生懸命測っている原水データと、環境省が測っている水質データと、場合によっては国土交通省のデータなどもあります。水道分野だけで水質監視を効率化する次元を超えて、もう少し国全体として水道原水として使っているものをどう把握して、浄水後の水道水質基準を守るべく努力するかということを考えることも有意義ではと考えます。水道水質のために、もう少し水質監視やモニタリングの効率化の視点を広げうるのではと感じています。

眞柄委員長 ありがとうございます。

それに関係するのが、化学物質に関係する基準の中で多分農薬だろうと思うんですが、西村先生、農薬についてどんなアプローチが考えられるか、お考えを出していただけませんか。

西村委員 農薬については、特定の時期にまかれることから、原水中に流れ出てくる濃

度が、ある時期に非常に高い可能性があることで、その時期をどのように把握するかということがあると思います。その点で、実際のサンプリングの仕方等も検討しなければいけないとは思いますが、例えば、使用量に毒性評価、ADIというものを何らかの形で加味して評価することで、農薬の測定する項目を選ぶ方法に対する考え方を検討するアプローチがあると思っています。

眞柄委員長 ありがとうございます。

あと34条機関のことは私が主査ということでありますが、20条機関もそうですが、先ほど来お話がありますように、検査をして結果は出てくるけれども、どうフォローするかというところが重要なポイントだと思いますし、厚生科学研究費で水道技術センターでやりましたACT21の中で、1つのビジネスモデルとしてパブリック・サービス・ユニットという、要するに公的なサービスを行うユニット、電子媒体上でだれでも使えるようなシステムをというのを報告しておりますが、そのようなものを念頭に置きながら、やはりパブリックなサービス・ユニットというものがこれからますます必要になるだろうと思いますので、そのような視点も含めながら検討をしていきたいと思っています。

いろいろ今日は1回目でございますので、各委員からそれぞれそれなりに有益な御意見をいただきまして、ありがとうございました。資料6「審議の進め方について(案)」というものが先ほど来出されておりますが、一応この案に基づいて専門委員会の仕事を進めていきたいというふうに思います。

審議の進め方の2番目に書いてありますように、各主査の先生方は大変なことだと承知しておりますが、厚生科学研究などの場等を御活用いただきまして、課題の抽出や検討結果の取りまとめ、報告の原案の作成などを進めていただきたいと思います。

それから、午前中に開催されました生活環境水道部会で、必要に応じて水道事業体の方々から御意見を伺ったりあるいは御協力をいただくようなこともあるというようなことが話題になりましたので、主査の先生方はそういうようなことも議論になったということ踏まえて、積極的に場を活用していただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それから、今日は第1回目で審議の進め方ということでございますが、その後は月に1回程度開いて、要するに、取りまとめが済んだものから順次どんどんと進めていくというやり方で進めていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

それでは、議題のその他ですが、何かございましたら事務局の方からお願いします。

遠藤委員 審議の進め方の中に入るかと思えますけれども、extreme events、すなわち、

緊急事態への対応というものを平常時から持っておく必要があると思います。当然、今でもやっているのだろうと思いますが、特に、昨今ワールドカップサッカーなどで話題になりましたテロ対策とかいったものも含めた上での緊急事態に対して特異な形で対応するというのは、そのような行為を助長することにもなりかねません。むしろ、いかにそれを平常時の中で対応していくのかということも併せて御検討いただくという必要があるのだろうと考えております。いかがでしょうか。

眞柄委員長 国包先生からWHOでそういうものも話題になっていたと思いますので、ちょっと御紹介していただけますか。

国包委員 今日の資料6の最後のページのにもヘルス・アドバイザーのことが出てまいりますけれども、これもそういったことを若干念頭に置いて書かれたのではないかと考えておりますが、今、委員長からお話がありましたように、遠藤先生にも出ていただきましたけれども、本年5月の東京でありましたWHOの飲料水水質ガイドラインの会議のときにも御指摘のようなことを考慮して、通常のWHOのガイドラインの値とは別に、短期間に何らかの事情でそれを超えた場合でも、ある程度の限度内であれば項目ごとにですけれども、この程度であれば実質問題はないよとか、そういうレベルの設定について考えたらどうだということで、いろいろ議論はありました。

ただ、その場ではごく大まかな全体的なことについての意見交換があったぐらいで、個々の物質についてどういう根拠でどういうふうに決めていこうというところまではなかなかなかったわけですが、翻って我が方の水質基準の検討の中でそういったことも場合によってはあるのかもしれないし、それ以前に、現行の基準ですと一応は一切超えてはいけないというふうに読めるような基準になっておりますが、この辺は実態としては超えているケースもあるわけですから、そういった場合に、むしろどういったアクションを取るべきかということをもとにきちんと決めていく必要もあるだろうと思います。

それと、たまたま1回超えた場合ということではなくて、何がしかの事情があって特に高い値が続いたとか、あるいは地域によってといった場合の考え方の検討というのは、私もやる必要があるのではないかと考えています。

眞柄委員長 ありがとうございます。

大村委員 1つ、この場の話とマッチングしているかどうかちょっとわかりませんが、例えば、水質基準を決めるような水質項目に対しては、あらかじめある程度わかった物質なんですね。ところが、例えば将来の水質基準を考えたときに、今現在、水道となる水の中に含まれている物質はもっといっぱいあるはずなんですね。中村先生にお聞きし

たいんですが、例えば、GC/MSなどをやりますと、標準物質やわかっている物質についてはぱっぱとわかるけれども、残っている unknown な物質がいっぱいあって、そういう物質は実際含まれているわけですから、それがどの程度我々のところに実際に将来害を及ぼすかということは非常に私は重要ではないかと思っています。その残った部分の中で、我々はそれを捨ててしまっているわけですね。だけれども、その辺のところを捨てずに、無駄にせずに、ある頻度で非常によく現れるような unknown の物質については、きちんと同定する必要があると思います。自然界では物質変換は常に起こっているわけですから変換後の物質についてもやはりデータを捨てるのではなくて、必要なものとしてある程度きちんと明確にしていく必要が私はあるのではないかという気がするんですが、その辺のところはどうでしょうか、やはり評価していかなければいけないのではないですか。

中村委員 先ほども 10 年見直しではなくて、例えば、逐次入れていくというような考え方も出されてきましたよね。今、分析にかかって unknown が出て、それが例えばどのくらいの毒性とかそういう毒性評価のデータというのを水道の方ではどこから入手しているのですか。今、いろいろな方が化学物質の毒性評価というのをやっていらっしゃるよね。その辺のデータをどういうふうにここで使っていくかというのも大変重要になってくると思うんです。毒性評価の方々がやっているデータをこちらで本当に有効に利用しているのかどうかという辺りを時々環境水の分析などでも感じるところがあります。だから、世界的に集められた化学物質の毒性評価のデータをどう生かしていくかというのが、これから問題になってくるのではないかと思うんですが。

大村委員 ですから、そういう unknown な物質をそういう形で整理していけば、例えば日本発の水道水の安全管理というものの中にもいろいろなデータを出し得るような気がするんですよね。ですから、もし可能ならば、是非考えておいてほしいなという気がします。

眞柄委員長 是非、大村先生には今後の課題というところを書いていただいて。是非、お願いします。

今日は最初ですので、フリーディスカッションということにいたしましたけれども、水道の水質基準をもとに水道でどう管理をしていくかというのは、非常に大きな問題でもありますし、さまざまな問題を抱えておりますが、一方では、今話題にありましたように、水道水の中に含まれている物質が新たなものが具体的にわかり、その毒性情報が増えてくるということを考えると、管理の対象にしなければならない項目は増えることはあっても減ることはない。しかし、管理をするために少なくともこれだけは必ず把握しておかな

ければならないというのを明確にするというのが基準だろうというふうに思いますので、基準をつくれればそれは日本の水道サービスのベンチマークになるわけですから、そういう観点で専門委員会を進めていただければというふうに思います。

それと、やはりこれまでの基準の制度の中で無かったのは、モニタリングとサーベイランスの部分と、クオリティ・アシュアランスが足りなかったということでありますので、その部分については新たに水質基準の制度の中にどう位置づけるかということを御検討いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局の方で今後の予定等ありましたら、どうぞ出してください。

岸部水道水質管理官 ありがとうございます。先ほど御承認いただきましたけれども、大体月に1回程度ということで、早速次回の日程調整をさせていただきと思います。恐縮でございますが、先生方のお手元に日程調整表をお配りさせていただきますので、もし、現時点で日程がおわかりでしたら、ご記入の上、帰りに事務局にいただければと思います。今わからない先生方におかれましては、後ほどFAXでお送りいただければというふうに思っております。

以上でございます。

眞柄委員長 専門委員会は一月に1回ということでございますが、それぞれの主査の先生方は、適宜事務局なりグループでワーキングなりディスカッションをしていただきたいと思っております。その辺については事務局と御相談をいただいてどんどんと進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

それでは、今日は第1回目でございますが、具体的に決めることはございませんが、いろいろと御意見をいただきましたので、その御意見をベースに今後進めていきたいと思っております。

どうもお忙しいところをありがとうございました。